

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



未成年の子どもがオンラインゲームで高額課金！



Q：未成年の子どもが、オンラインゲームでアイテムに課金をし、クレジットカード会社から高額な請求を受けた！取り消ししたい。



A：未成年者が、保護者の同意を得ないで行った契約の申し込みは、原則として取り消すことができます。この事例の場合も、オンラインゲーム会社に未成年者であることを理由に、契約の取り消しを申し出ることになりますが、必ずしも即座に無条件で返金されるとは限りません。

オンラインゲーム会社によっては、登録時の年齢によって課金上限を設けるなど、使い過ぎを防ぐ仕組みを作っていることがあります。未成年者の子どもが年齢を偽って課金した場合など、取り消しが認められない場合もあるのです。

子どもにオンラインゲームを利用させる場合、仕組みや内容を子どもとともに確認し、遊び方のルールを作りましょう。特に料金体系や決済方法など、保護者は常に目配りする必要があります。必ず子どもの実年齢でID登録させ、大人のIDを利用させないようにしましょう。

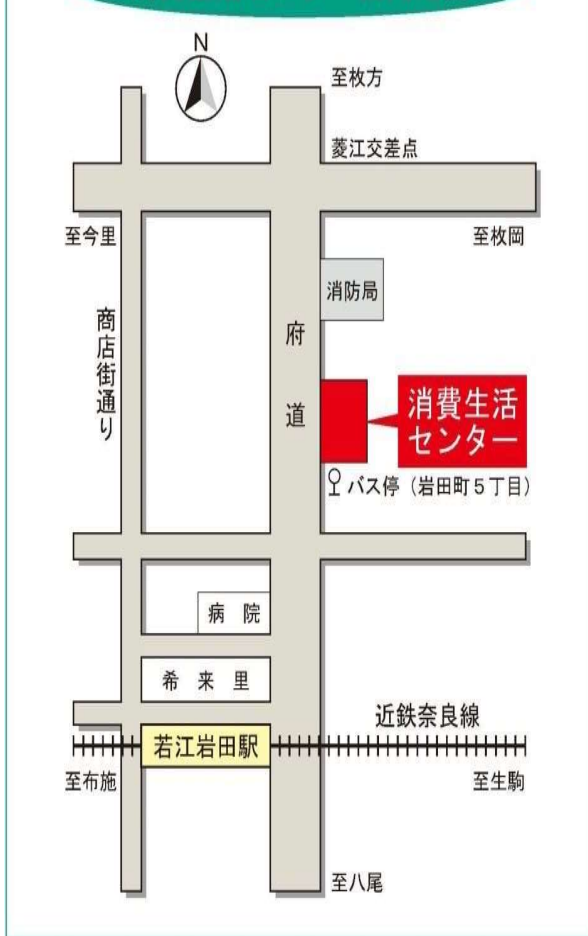
トラブルになった場合、消費生活センターまでご相談ください。



発行：東大阪市立消費生活センター
電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情



〈土曜・日曜の相談窓口〉(年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉(年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで

表面もご覧ください!